

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成 29 年 6 月 14 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 中 村 勝 治

境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に、「とする」を「とする」。第5項第1号において同じ」に、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」を「については、前項の規定にかかわらず」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「施行規則附則第7条第11項」を「施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
 - (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。
- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の境港市税条例（昭和30年境港市条例第6号。以下「新条例」という。）第48条第3項及び第5項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「新一部改正条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新一部改正条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを境港市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車税の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（境港市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(参 考)

主 な 内 容

1 耐震改修等により、認定長期優良住宅に該当となる住宅に対する、固定資産税の減額申請についての規定の整備（附則第10条の3関係）

特定耐震基準適合住宅及び特定熱損失防止改修住宅に対する減額申請書類の記載事項の規定

2 軽自動車税のグリーン化特例の見直し（附則第16条、第16条の2関係）

(1) 軽自動車税のグリーン化特例の期間延長に伴う所要の改正

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の適用期限を平成31年度まで2年間延長

(2) 軽自動車税のグリーン化特例の適用の判断基準となる国土交通大臣の認定等に偽りその他不正があった場合の規定の新設

グリーン化特例(軽課)の適用基準となる国土交通大臣の認定等が、偽りその他不正の手段により認定されたことに起因して取り消された場合の規定を新設

- ・ 認定等を申請した者等をその不足額に係る軽自動車の所有者とみなす
- ・ 不足額に100分の10の割合を乗じて計算した額を加算する

3 施行期日

平成29年4月1日

(参 考)

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（以下省略）

議案第 3 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成 2 9 年 6 月 1 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 軽減措置の対象範囲の拡大（第22条関係）

前年中の合計所得額の基準を引き上げることにより、対象範囲を拡大する。

(1) 5割軽減

[現 行] 33万円 + (26万5千円 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

[改正後] 33万円 + (27万 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

(2) 2割軽減

[現 行] 33万円 + (48万円 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

[改正後] 33万円 + (49万円 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

2 施行期日

平成29年4月1日

議案第 35 号

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 14 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第16条の4中「小学校就学の始期」を「中学校就学の始期」に改める。

第17条中「7月から9月」を「6月から10月まで」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 子の看護のための休暇の対象となる子の範囲の改正（第16条の4関係）
子の看護のための休暇の対象となる子の範囲を中学校就学前まで拡大するもの
- 2 夏季休暇の取得期間の改正（第17条関係）
夏季休暇の取得可能期間を6月から10月までに拡大するもの
- 3 施行期日
平成29年7月1日

議案第 36 号

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 14 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

32 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは、

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の境港市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第10項第2号（第2条の規定による改正後の境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第32項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した境港市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて境港市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項第5号（境港市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

(参 考)

主 な 内 容

1 雇用保険法等の一部改正に伴う失業者の退職手当の改正

失業者の退職手当・・・退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付額に満たず、かつ、退職後一定期間失業している場合に、その差額分を特別の退職手当として支給するもの

(1) 個別延長給付に係る規定の追加（第10条関係）

次に該当する者は、雇用保険法に規定する個別延長給付の支給条件に従って、退職手当を支給する。

①解雇等により退職した者で、難治性疾患を有する者等又は災害の被害を受けた地域内に居住する者で職業安定法に規定する職業指導を行うことが適当な者

②障がい等の理由により就職が困難な者であって、災害の被害を受けた地域内に居住する者で職業安定法に規定する職業指導を行うことが適当な者

(2) 基本手当に相当する退職手当に付加して支給される手当のうち、移転費の額に相当する金額の支給対象の改正（第10条関係）

公共職業安定所の紹介した職業に就く者に加え、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就く者について、支給対象者として追加

(3) 失業給付の給付日数の延長に関する暫定措置に係る規定の追加（附則第32項関係）

雇用保険法において、雇止めや解雇等により離職した者で雇用情勢が悪い地域に居住する者に対する失業給付の給付日数を延長する暫定措置が規定されたことに伴う所要の改正

2 施行期日

(1) 及び(3)については、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用

(2)については、平成30年1月1日

議案第 37 号

境港市公園条例等の一部を改正する条例制定について

境港市公園条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 14 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市公園条例等の一部を改正する条例

(境港市公園条例の一部改正)

第1条 境港市公園条例(昭和40年境港市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、3年」を「、5年」に改める。

(境港市民スポーツ広場条例の一部改正)

第2条 境港市民スポーツ広場条例(昭和54年境港市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、3年」を「、5年」に改める。

(境港市民体育館条例の一部改正)

第3条 境港市民体育館条例(昭和55年境港市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、3年」を「、5年」に改める。

(境港市民テニス場条例の一部改正)

第4条 境港市民テニス場条例(昭和56年境港市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、3年」を「、5年」に改める。

(境港市民温水プール条例の一部改正)

第5条 境港市民温水プール条例(昭和62年境港市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、3年」を「、5年」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 体育施設における指定管理期間の延長（第1条から第5条まで関係）

境港市営竜ヶ山球場、境港市営竜ヶ山陸上競技場、境港市民スポーツ広場、境港市民体育館、境港第2市民体育館、境港市民テニス場中央コート及び境港市民温水プールの指定管理期間を「3年」から「5年」へ延長する。

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第 38 号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 14 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。
別表第4中

「

3 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）で右欄に掲げる非住宅部分の床面積に応じ定める額	300平方メートル以下	1 件 に つ き 224,000円	1 件 に つ き 9,000円
	300平方メートルを超え、500平方メートル以下	1 件 に つ き 358,000円	1 件 に つ き 27,000円

」を

「

3 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）で右欄に掲げる非住宅部分の床面積に応じ定める額	300平方メートル以下	1 件 に つ き 224,000円（簡易な評価方法として市長が定める方法によって認定する場合（以下別表第4、別表第5及び別表第6において「簡易評価法の場合」という。）は、82,000円）	1 件 に つ き 9,000円
	300平方メートルを超え、500平方メートル以下	1 件 に つ き 358,000円（簡易評価法の場合は、139,000円）	1 件 に つ き 27,000円

」に

改める。

別表第5及び別表第6の備考中「評価方法として知事が」を「評価方法として市長が」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 建築物の低炭素建築物認定事務に係る手数料の改正（別表第4関係）

低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料について、非住宅部分の簡易評価法による認定をした場合の手数料を次のとおり定める。

区 分		簡易評価法の場合
非住宅部分	300平方メートル以下	82,000円
	300平方メートルを超え、 500平方メートル以下	139,000円

2 施行期日

平成29年7月1日